官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（八一）　二
〔政　令〕
○租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（四〇一）　四
○電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四〇二）　五
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（四〇三）　六
○知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（四〇四）　六
〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六八）　六
〔その他告示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一八四五）　六
○農薬を登録した件（同一八四六）　七
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（国土交通一〇四四、一〇四五）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一〇四六～一〇四八）　八
○信号符字を点附した件（同一〇四九）　八
○信号符字を取り消した件（同一〇五〇）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（同一〇五一）　八
○船舶国籍証書が無効となった件（同一〇五二）　八
〔国会事項〕
公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（同二二）　九
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十七条第三項第二号の規定に基づき、令和四年人事院公示第十二号の一部改正に関し、決定した件（同二三）　九
庁舎移転（人事院）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示五、岡山同四）　九
〔公　告〕　九
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　10
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　10
会社その他　二三〇

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二一）　九

本号で公布された法令のあらまし

◇租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十一号）（財務省）

1　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止等

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例は廃止するものとし、これに関連する規定を削除する。（本則関係）

2　附則

(1)　この法律は、一部の規定を除き、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一条関係）

(2)　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

一定の揮発油の製造者等が揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止時に所持する一定の揮発油について、所定の手続に基づき、税率の差額分を控除・還付する経過措置を講ずる。（附則第二条、第三条関係）

(3)　揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措置

国は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえ、軽油引取税の税率の特例について、財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。（附則第五条関係）

(4)　安定財源の確保の方針

国は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止並びに(3)の措置による軽油引取税の税率の特例の廃止のための安定財源の確保については、次の方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。（附則第六条関係）

イ　徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を得ること。

ロ　道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。

ハ　地方の安定財源の確保については、イ及びロの税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

◇租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百一号）（財務省）

第１　租税特別措置法施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（第一条関係）

第２　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一条関係）

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百二号）（総務省）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第四百三号）（こども家庭庁）

1　経過措置

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第一条の規定（同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）第五十四条の三において準用する新法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（その日より前に新法第五十四条の三において準用する新法第四十六条第二項の条例が制定された市町村（特別区を含む。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。（第五条関係）

2　その他所要の改正

その他所要の改正を行う。

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第四百四号）（厚生労働省）

1　やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難である知的障害者に対して、市町村が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労選択支援の提供等を行うに当たっての基準を定める。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

法　律

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十一号

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の八を削る。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　削除

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

第四十三条及び第四十四条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年十二月三十一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に、揮発油の製造場又は保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。以下この項において「揮発油製造場等以外の場所」という。）で販売のために控除対象揮発油を所持する揮発油の製造者（特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。この項ただし書を除き、以下この条において同じ。）又は販売業者（特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。以下この項及び第九項において同じ。）がある場合において、揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、揮発油製造場等以外の場所で揮発油の製造者又は販売業者が販売のために所持する控除対象揮発油についての揮発油税超過額を期限内申告書に第七号揮発油税額として記載したときは、当該期限内申告書に記載した第六号揮発油税額から揮発油税超過額を控除する。ただし、揮発油の製造者が当該控除対象揮発油について揮発油税超過額を揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十七条第一項から第四項まで又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第七条第一項若しくは第四項の規定による控除又は還付を受けた場合又は受けようとする場合は、この限りでない。

2　揮発油の製造者が前項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第二項の規定による申告書を提出するときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該申告書に揮発油税超過額を記載することができる。

3　前項に定める場合のほか、揮発油の製造者は、第一項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、揮発油税超過額を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

4　第一項の規定に基づき期限内申告書に揮発油税法第十条第一項第九号に掲げる不足額が記載されることとなったとき又は前二項の規定に基づき揮発油税超過額が記載された申告書が提出されたときは、それぞれ、当該不足額又は当該揮発油税超過額に相当する金額を還付する。

5　第一項又は前項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る揮発油税法第十条の規定による申告書又は第三項の規定による申告書に、控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに作成した当該控除対象揮発油の数量その他の政令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

6　揮発油税法第十七条第八項の規定は、第四項の規定による還付金について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項又は第四項」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第四項」と、同項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第十条第二項又は租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第三項」と読み替えるものとする。

7　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第九条の規定は、第一項又は第四項の規定による控除又は還付が行われる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項又は第四項の規定による控除又は還付」と、同条第二項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と、同条第三項中「揮発油税法第十七条第五項及び第八項」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。

8　地方揮発油税法第十三条の規定は、前項において読み替えて準用する同法第九条の規定及び第四項の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額について準用する。この場合において、同法第十三条第一項中「第九条及び揮発油税法第十七条」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第七項において読み替えて準用する第九条及び同法附則第二条第四項」と、「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と読み替えるものとする。

9　揮発油を保税地域から引き取る揮発油の販売業者が、その本店又は主たる事務所の所在地のうち一の場所につき、施行日以後一月以内に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、施行日前に保税地域から引き取られた控除対象揮発油については、当該揮発油の販売業者を揮発油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮発油の製造場とみなして、この条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

10　前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

11　控除対象揮発油につき、第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮発油税法第十七条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

揮発油税法第十七条第一項	当該移出により納付されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
揮発油税法第十七条第二項	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
揮発油税法第十七条第四項	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項	課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税の額を除く。）	揮発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額に相当する金額又は地方揮発油税法第四条の規定により課されるものとした場合の地方揮発油税額
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第三項及び第四項	酒税等	揮発油税及び地方揮発油税
	酒税等の	揮発油税及び地方揮発油税の

12　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　揮発油　租税特別措置法第八十八条の五に規定する揮発油をいう。

二　保税地域　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

三　特定補助金　揮発油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金をいう。

四　控除対象揮発油　揮発油税法その他の法律の規定により揮発油税が免除された又は免除されるべき揮発油以外の揮発油で特定補助金の対象となるもの（当該特定補助金の交付を受けた又は受けるべきものを除く。）をいう。

五　揮発油税超過額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。

イ　次に掲げる揮発油税額に相当する金額

(1)　揮発油の製造場からの移出により納付された又は納付されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。(2)において同じ。）

(2)　保税地域からの引取りにより納付された若しくは納付されるべき又は徴収された若しくは徴収されるべき揮発油税額

ロ　揮発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額に相当する金額

六　期限内申告書　施行日から起算して三月を経過する日の属する月の末日までに提出される揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出されるものに限る。）をいう。

七　第六号揮発油税額　揮発油税法第十条第一項第六号に掲げる揮発油税額をいう。

八　第七号揮発油税額　揮発油税法第十条第一項第七号に掲げる揮発油税額をいう。

第三条　偽りその他不正の行為により前条第四項の規定又は同条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付を受け又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4　前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措置）

第五条　国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率（第一条の規定による改正前の租税特別措置法の規定に基づく揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同じ。）の廃止を踏まえ、軽油引取税の当分の間税率（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同じ。）について、財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金（運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第二条第一項に規定する運輸事業振興助成交付金をいう。）の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

（安定財源の確保の方針）

第六条　国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに前条の措置による軽油引取税の当分の間税率の廃止のための安定財源の確保については、次に掲げる方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。

一　徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第二号に規定する法人税関係特別措置をいう。）の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を得ること。

二　道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。

三　地方の安定財源の確保については、前二号の税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百一号

租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項から第三項まで、第五項及び第九項並びに第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十二第二項第一号中「第四十六条の二十七」を「第四十六条の十六」に改める。

第四十六条の十七から第四十六条の二十九までを削る。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第二条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第十一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第十五号中「第三十七条の十三第十一項」を「（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十三第十一項」に改め、「、第八十九条第七項」を削る。

附則第三項を次のように改める。

3　第四条の二第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「千分の四百十六」とあるのは、「千分の四百九十」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和七年十二月三十一日前に揮発油（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下この項及び附則第四条第二項第二号において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取られた揮発油に係る令和七年度に所属する揮発油税及び地方揮発油税に係る受入金又は支払金については、なお従前の例による。

（揮発油税超過額の算定方法等）

第三条　租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により控除すべき揮発油税超過額（同条第十二項第五号に規定する揮発油税超過額をいう。以下この条、次条及び附則第五条第一項第七号において同じ。）又は改正法附則第二条第四項の規定により還付すべき揮発油税超過額に相当する金額は、附則第五条第一項第六号に掲げる合計数量につき、改正法附則第二条第十二項第五号イ(1)及び(2)に掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した金額とする。

2　改正法附則第二条第一項の規定により期限内申告書（同条第十二項第六号に規定する期限内申告書をいう。以下この項において同じ。）に揮発油税超過額を記載する者は、当該期限内申告書に同条第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

（還付のための申告）

第四条　改正法附則第二条第二項の規定により揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十条第二項の規定による申告書に揮発油税超過額を記載する者は、当該申告書に改正法附則第二条第四項の規定による還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

２　改正法附則第二条第三項の規定による申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申告者の住所、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。附則第六条第一項第一号において同じ。）

二　揮発油の製造場の所在地及び名称

三　揮発油税超過額その他当該還付に関し参考となるべき事項

（控除対象揮発油に関する書類の記載事項）

第五条　改正法附則第二条第五項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　控除対象揮発油（改正法附則第二条第十二項第四号に規定する控除対象揮発油をいう。次号において同じ。）の貯蔵場所の所在地及び名称

二　控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ　租税特別措置法第八十八条の七第一項に規定するバイオエタノール等揮発油

ロ　イに掲げるもの以外の控除対象揮発油

三　租税特別措置法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量として前号イの数量に財務省令で定める数値を乗じて得た数量

四　第二号イの数量から前号の数量を控除した数量に百分の一・三五を乗じて得た数量

五　第二号ロの数量に百分の一・三五を乗じて得た数量

六　第二号イの数量から第三号及び第四号の数量を控除した数量並びに第二号ロの数量から前号の数量を控除した数量の合計数量

七　前号の合計数量により算定した揮発油税超過額

２　前項の規定は、改正法附則第二条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第九条第三項の規定により改正法附則第二条第五項の規定が準用される場合における地方揮発油税に係る申告書に添付すべき書類について準用する。

（輸入揮発油に係る承認の申請）

第六条　改正法附則第二条第九項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

一　申請者の住所、名称及び法人番号

二　承認を受けようとする場所の所在地及び名称

２　国税庁長官は、改正法附則第二条第九項の承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与えない場合にはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

（揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令の適用の特例）

第七条　改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第三号中「の罪」とあるのは「及び租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）附則第三条第一項（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置）（同項中揮発油税に係る部分に限る。）の罪」と、同条第四号中「の罪」とあるのは「及び租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項（同項中地方揮発油税に係る部分に限る。）の罪」とする。

（財務省令への委任）

第八条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、改正法附則第二条及び第三条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例）

第九条　改正法附則第二条第四項の規定による還付金及び同条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定の適用については、同令第二条第十一号に掲げる還付金とみなす。

２　附則第二条の規定にかかわらず、前項の場合における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二の規定の適用については、同条第一項中「資金への受入金又は資金からする支払金」とあるのは「資金からする支払金」と、同条第二項中「受入金又は支払金」とあるのは「支払金」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と、「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」とする。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「（次項において「新資金令」という。）」を削り、同条第二項中「係る新資金令」を「係る国税収納金整理資金に関する法律施行令」に、「新資金令の」を「同令の」に改め、同項の表中「の表第四条の二第六項の項」を削る。

（地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第三条中国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の表第四条の二第二項の項の改正規定を削る。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第六条」に改める。

第四条中「限る」の下に「。次条において同じ」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についての経過措置）

第五条　改正法第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、第五号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第二項の条例が制定された市町村（特別区を含む。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四号

知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「自立訓練」の下に「、同条第十三項に規定する就労選択支援」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○財務省令第六十八号

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）及び租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百一号）の施行に伴い、並びに同令附則第五条第一項第三号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月五日

財務大臣　片山さつき

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の六第四項第五号イ中「以下第三十七条の十までに」を「イに」に改め、同号ロ中「以下第三十七条の十までに」を「ロに」に改める。

第三十七条の八から第三十七条の十一までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

2　租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項第三号に規定する財務省令で定める数値は、同項第二号イに掲げる控除対象揮発油（租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第十二項第四号に規定する控除対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の一・九とする。

一　バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール（それぞれ租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の七第一項第一号又は第二号に規定するバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールをいう。）が混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十条第九項に規定する数値

二　エチルーターシャリーブチルエーテル（租税特別措置法第八十八条の七第一項第三号に規定するエチルーターシャリーブチルエーテルをいう。以下この号において同じ。）が混和されたもの　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチルーターシャリーブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

その他告示

○農林水産省告示第千八百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）
都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 19,400 （略） / （略）	都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 三重県 / 17,400 （略） / （略）
三　（略）	三　（略）
第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○農林水産省告示第千八百四十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十一月十二日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24993	エトフェンプロックス・ピメトロジン水和剤	プロセーバートレボンフロアブル	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
24994	スピネトラム・トリフルメゾピリム・ジクロベンチアゾクス粒剤	ブーンクロノス箱粒剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

○国土交通省告示第千四十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年十一月十八日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5314号	航海用レーダー	ＪＭＲ―9225―６Ｘ	日本無線株式会社	表示器の追加
第5315号	〃	ＪＭＲ―9225―９Ｘ	〃	〃
第5316号	〃	ＪＭＲ―9230―Ｓ	〃	〃
第5318号	自動衝突予防援助装置	ＪＡＳ―9200	〃	〃
第5321号	航海用レーダー	ＪＭＲ―9230―Ｓ３	〃	〃
第5322号	〃	ＪＭＲ―9225―７Ｘ３	〃	〃
第5323号	〃	ＪＭＲ―9225―９Ｘ３	〃	〃
第5345号	〃	ＪＭＲ―9210―６Ｘ	〃	〃
第5346号	〃	ＪＭＲ―9272―Ｓ	〃	〃
第5537号	〃	ＪＭＲ―5410―６Ｘ	〃	〃
第5538号	〃	ＪＭＲ―5410―６ＸＨ	〃	〃
第5539号	〃	ＪＭＲ―5425―６ＸＨ	〃	〃
第5540号	〃	ＪＭＲ―5425―７Ｘ	〃	〃
第5541号	〃	ＪＭＲ―5425―９Ｘ	〃	〃
第5542号	〃	ＪＭＲ―5430―Ｓ	〃	〃
第5543号	〃	ＪＭＲ―5472―Ｓ	〃	〃
第5544号	自動物標追跡装置	ＪＡＳ―5400	〃	〃
第5738号	航海用レーダー	ＪＭＲ―9296―９Ｘ	〃	〃
第5739号	〃	ＪＭＲ―9296―６Ｘ	〃	〃

○国土交通省告示第千四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年十一月十八日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5309号	電子海図情報表示装置	ＪＡＮ―9201	日本無線株式会社	表示器の追加
第5532号	〃	ＪＡＮ―9201Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第千四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1733	発砲プラスティック系床下地構造材を用いた床仕上げ構造に応じて評価する方法	８－１　重量床衝撃音対策	株式会社　積水化成品西部	福岡県福岡市中央区天神４丁目１番１号　第７明星ビル６階	令和７年11月14日

○国土交通省告示第千四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1734	木造下地構造である乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	８－３　透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田３丁目３番５号	令和７年11月14日

○国土交通省告示第千四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1735	木造下地構造である乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	８－３　透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田３丁目３番５号	令和７年11月14日

○国土交通省告示第千四十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＫＴＫ	144982	ＰＲＯ　ＧＲＡＣＥ	令和 7. 9. 1
７ＫＴＧ	144976	ＬＥＯ　ＳＰＩＲＩＴ	7. 9. 2
ＪＤ5558	144962	福出丸	7. 9. 4
７ＫＴＬ	144988	ＰＲＩＭＲＯＳＥ　ＡＣＥ	7. 9. 5
ＪＤ5577	144986	第二十五日興丸	7. 9. 5
ＪＤ5584	144999	かさまつ	7. 9. 5
ＪＤ5589	145003	第六十三明神丸	7. 9. 8
ＪＤ5560	144963	千歳丸	7. 9.10
ＪＤ5597	145020	豊春	7. 9.12
ＪＤ5588	145002	颯	7. 9.17
ＪＤ5566	144970	第二十七霧島丸	7. 9.18
ＪＤ5580	144993	一花	7. 9.19
７ＫＴＥ	144965	ＳＧ　ＨＯＲＩＺＯＮ	7. 9.22
ＪＤ5581	144994	瑞和丸	7. 9.22
７ＫＨＵ	143897	ＯＮＥ　ＭＡＲＶＥＬ	7. 9.25
ＪＤ5601	145025	みさき	7. 9.25
７ＫＳＴ	144926	第三漁連丸	7. 9.30
７ＫＳＹ	144952	ＳＡＫＵＲＡ　ＣＲＥＳＣＥＮＴ	7.10. 1
ＪＤ5576	144985	天春	7.10. 3
７ＫＱＺ	144764	ごとう	7.10. 7
ＪＤ5556	144958	第二十五勝運丸	7.10. 7
ＪＤ5462	144816	天歐	7.10. 9
ＪＤ5561	144964	げんぶ	7.10. 9
７ＫＳＺ	144953	ＰＡＤＭＡ　ＬＥＡＤＥＲ	7.10.10
ＪＤ5585	145000	舞鶴	7.10.10
ＪＤ5526	144906	輝光丸	7.10.17
７ＫＴＲ	144996	ＷＩＳＴＥＲＩＡ　ＡＣＥ	7.10.21
ＪＤ5608	145039	ＪＦＥ紫隆	7.10.21
ＪＤ5575	144984	にっぽう５	7.10.23
ＪＤ5598	145021	若秀丸	7.10.23
ＪＤ5611	145043	第三十八幸水丸	7.10.23
ＪＤ5616	145048	清里丸	7.10.24
７ＫＳＡ	144888	けやき	7.10.27
ＪＤ5591	145007	ＴＯＳＡＴＳＵＲＵ	7.10.27
ＪＤ5607	145035	松成丸	7.10.30

○国土交通省告示第千五十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＧ5498	135868	marumasa５号	令和 7. 9. 1
ＪＧ5619	136984	明神丸	7. 9. 1
ＪＬ6603	136527	若貴丸	7. 9. 3
ＪＰＨＨ	133100	しきしま	7. 9. 4
ＪＧ4583	128935	第五十五御嶽丸	7. 9. 4
ＪＢＭＥ	133343	第五太陽丸	7. 9. 9
ＪＲＥＣ	132234	第二十一太陽丸	7. 9. 9
ＪＬ6280	135526	第十一丸住丸	7. 9. 9
ＪＤ4518	143451	第八十八興洋丸	7. 9.10
ＪＫ4719	128040	第十一栄吉丸	7. 9.10
ＪＤ2481	140610	あいち丸	7. 9.11
ＪＤ3555	141977	銀河	7. 9.12
ＪＪ3506	129168	セブンアイランド愛	7. 9.12
ＪＬ6629	136489	第五大神丸	7. 9.12
ＪＬ6681	136540	第三鶴汐丸	7. 9.17
ＪＬ6630	136490	第七しようどしまま丸	7. 9.25
ＪＰＫＺ	137101	うめさと	7. 9.26
ＪＫ5513	134809	力栄	7. 9.26
ＪＭ6755	136877	ひびき	7. 9.26
ＪＤ3253	141528	鐵隆丸	7. 9.29
ＪＪ3812	132314	第七日興丸	7. 9.29
ＪＫ4586	127945	あさひ丸	7. 9.29
ＪＭ6494	134638	第二十八ひなた丸	7. 9.29
ＪＧ5424	135208	からたち	7.10. 1
ＪＧ5366	135243	第五十八天王丸	7.10. 3
ＪＬ6661	136552	第二勢福丸	7.10. 3
ＪＤ4843	135389	第五十八漁英丸	7.10. 8
ＪＤ2254	140327	佑佳	7.10. 9
ＪＫＢＯ	130119	第三十八廣運丸	7.10.14
ＪＰＨＢ	136795	ヨルヨヌジージャマル	7.10.21
ＪＤ2710	128567	千歳丸	7.10.28
ＪＨ3409	134410	第二十五徳栄丸	7.10.31
ＪＬ6663	136554	竜海丸	7.10.31

○国土交通省告示第千五十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
28194	平成 14. 1. 7	129168	セブンアイランド愛
A141510076	26.12. 1	142322	泉和丸
A191310034	令和 1. 5.31	143427	かもめ
A241916003	6. 2.28	141352	第三徳誉丸

○国土交通省告示第千五十二号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A0819159	平成 20. 3. 5	136394	第三十八金栄丸

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十二月三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

十二月三日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

十二月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食品安全委員会事務局の在り方に関する質問主意書（上村英明提出）

糖価調整制度の持続的な運営の確保及び製糖工場の整備に対する支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する再質問主意書（高井崇志提出）

最高裁で違法とされた政府の生活保護大幅引下げに関する質問主意書（長妻昭提出）

質問書転送

十二月三日次の質問主意書を内閣に転送した。

警察官の増員に関する質問主意書

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問主意書

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問主意書

高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問主意書

参議院

議案付託

十二月三日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

決算委員会に付託

議決通知

十二月三日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

質問主意書提出

十二月三日議員から次の質問主意書が提出された。

高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五九号）

公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第六〇号）

質問主意書転送

十二月三日次の質問主意書を内閣に転送した。

高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五四号）

辺野古新基地の建設事業に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五五号）

高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五六号）

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第五七号）

官庁事項

人事院公示第21号

人事院総裁は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第３項第２号の規定に基づき、平成13年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月５日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第１項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院 （東京都港区虎ノ門２の２の３）	１　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第１項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院 （東京都千代田区霞が関１の２の３）
２　（略）	２　（略）

２　この決定による改正は、令和８年１月26日から効力を発生する。

皇室事項

法律公布奏上及び通知

十二月三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

御見舞電報

天皇陛下は、フィリピンで発生した台風被害につき、十一月二十七日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

人事院公示第 22 号

人事院総裁は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、平成23年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月５日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門２の２の３　人事院事務総局公文書監理室内 （略）	1　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都千代田区霞が関１の２の３　人事院事務総局公文書監理室内 （略）
２・３　（略）	２・３　（略）

2　この決定による改正は、令和８年１月26日から効力を発生する。

人事院公示第 23 号

人事院総裁は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第27条第３項第２号の規定に基づき、令和４年人事院公示第12号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月５日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　個人情報の保護に関する法律第89条第１項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院（東京都港区虎ノ門２の２の３） （略）	1　個人情報の保護に関する法律第89条第１項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院（東京都千代田区霞が関１の２の３） （略）
2　（略）	2　（略）

2　この決定による改正は、令和８年１月26日から効力を発生する。

庁舎移転

人事院は、次のとおり移転します。

令和七年十一月五日　　人事院

一　移転先　東京都港区虎ノ門二丁目二番三号　虎ノ門アルセアタワー

一　電話番号　〇三―三五八一―五三一一（代表）

一　郵便番号　一〇五―〇〇〇一

一　旧所在地　東京都千代田区霞が関一丁目二番三号　中央合同庁舎第五号館別館

一　移転日　令和八年一月十六日（金）業務終了後から二月十六日（月）まで

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月５日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間980円」を「１時間1,032円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月31日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月５日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間1,025円」を「１時間1,090円」に改める。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月５日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和７年11月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北機電工業株式会社　東原　　聡　福島県いわき市小名浜字中原９－６　国土交通大臣許可（般・特―03）第516号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年11月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除 権 決 定

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２３号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4627番地２
清算株式会社　株式会社やまみず
代表清算人　若林　定之
１　決定年月日　令和７年11月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第９号
新潟県長岡市川崎町2303番地56
清算株式会社　西宮内管財株式会社
代表清算人　神田　玲子
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所長岡支部

令和７年（ヒ）第５号
大分市王子南町９番５号
清算株式会社　光吉クリーン環境株式会社
代表清算人　日名子章治
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの清算株式会社
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０１号
本店所在地　高知県高知市春野町西諸木986番地
清算株式会社　春野管理株式会社
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０１号
鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133
清算株式会社　株式会社名瀬管理
１　決定年月日　令和７年11月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４５号
東京都新宿区新宿４丁目３番15号レイフラット新宿Ｂ棟
清算株式会社　パールプラス山梨株式会社
代表清算人　宮島　　渉
１　決定年月日　令和７年11月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権のうち、令和７年８月17日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の3.799745％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。
３　各協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、各協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第８号

堺市北区長曽根町3035番地25
清算株式会社　株式会社アマミ
代表清算人　竹　　匠

1　決定年月日　令和７年11月21日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　本協定における協定債権者は、別表記載の22名である。

2　清算株式会社は、令和７年８月28日現在、各協定債権者に対して、別表の債権額欄記載のとおりの支払義務があることを確認する。

3　各協定債権者は、清算株式会社と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した令和６年６月６日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、別表の債権額（元本及び利息・遅延損害金等その名目を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。

4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を再生計画に基づき弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

5　各協定債権者が協定債権を被担保債権として、竹匠（協定債権者22）に対して有する連帯保証債権については、本協定の成立をもっても消滅しないものとし、竹匠はこれを承諾する。

（別表省略）

以上
大阪地方裁判所堺支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式十七万六千八百九株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　一一〇頁（号外第一六二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　八十三頁（号外第一六二号）

令和七年十二月五日
東京都文京区本郷二丁目一六番一三号
（甲）日本パルスモーター株式会社
代表取締役　増田　松敏
東京都文京区本郷二丁目一六番一三号
（乙）ＮＰＭホールディングス株式会社
代表取締役　橋立　弘紀

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）税理士法人エスネットワークス
社員　板村　和俊
東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
（乙）税理士法人プログレス
代表社員　荻原　紀男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　六十三頁（号外第一五九号）

令和七年十二月五日
東京都千代田区麹町三丁目三番地四
（甲）株式会社ディー・エル・イー
代表取締役　小野　亮
東京都千代田区麹町三丁目三番地四
（乙）株式会社ＤＬＥキャピタル
代表取締役　椎木　隆太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kureha-service.co.jp/?page_id=2051

（乙）https://www.kureha-bunseki.co.jp/company/koukoku.html

令和七年十二月五日
東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号
（甲）クレハサービス株式会社
代表取締役　小山　正泰
福島県いわき市錦町落合一六番地
（乙）株式会社クレハ分析センター
代表取締役　小山　正泰

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙が負担する貸金返還債務及び乙が保有する甲株式全てを除く、乙の事業に関する資産、債務及び権利義務の全部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月六日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年一月五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://avex.com/jp/ja/public/koukoku/group/

令和七年十二月五日
東京都港区三田一丁目四番一号
（甲）株式会社ａＮＣＨＯＲ分割準備会社
代表取締役　前野　展啓
東京都港区三田一丁目四番一号
（乙）株式会社ａＮＣＨＯＲ
代表取締役　前野　展啓

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＵＭＩベンチャーズ株式会社（住所東京都中央区築地一丁目一二番二二号）に対して当社のベンチャーキャピタル事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月十九日
掲載頁　二頁

令和七年十二月五日
東京都中央区築地一丁目一二番二二号
ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社　代表取締役　木場　祥介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

千葉県流山市おおたかの森北三丁目三九番地の六ラ・シェール二〇三

合同会社ｖａｌｅｓ

代表社員　岩佐　由佳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社計画推進とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五七〇

合同会社計画推進

代表社員　星野　浩二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月六日であり、組織変更後の商号は株式会社ＫＭＰとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目一七番三号

合同会社ＫＭＰ

代表社員　鎌田　正彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ

ＭｏｆｆＢｅａｒ合同会社

代表社員　大谷根智人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二一一二

ＴＡＴＥＹＡＫＵ合同会社

代表社員　楯　幸憲

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。本組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

福岡県福岡市博多区奈良屋町七番四号

合同会社ちきゅうの恵

代表社員　辻　正敬

組織変更公告

当組合は、令和七年十一月十五日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いています。

令和七年十二月五日

佐賀県多久市多久町四二三七番地六

桐岡生産森林組合

組合長　陣内　悟

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月五日から令和八年一月五日までの日を払込期日又は払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tier4.jp/

令和七年十二月五日

東京都品川区北品川一丁目一二番一〇号

ジャコムビル　株式会社ティアフォー

代表取締役　加藤　真平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十六日

掲載頁　五十六頁（号外第二五八号）

令和七年十二月五日

岐阜県多治見市栄町一丁目六番地の一

日章産業株式会社

代表取締役　渡邊　圭子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は、有限会社のため決算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月五日

大分県別府市北浜一丁目一番一五号北浜プラザビル

有限会社斉藤商事

代表取締役　米良　誠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千八十一万二千三百五十円、資本準備金の額を三億四千八十一万二千三百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月五日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社チームスピリット

代表取締役　道下　和良

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億六千二百十九万五千八百七十五円、資本準備金の額を二十八億五千四百八十四万二千二百四十三円減少し、それぞれ十億円、三億五千二百五十六万三千二百九十円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月八日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月五日

東京都新宿区愛住町二二番地

ＴＨＥ　ＷＨＹ　ＨＯＷ　ＤＯ　ＣＯＭＰＡＮＹ株式会社

代表取締役社長　亀田　信吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千三百五十六万七千六百円、資本準備金の額を一億三千三百五十六万七千六百円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社ＭＦＳ

代表取締役ＣＥＯ　中山田　明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億七十七万九千七百十八円、資本準備金の額を金六億七十七万九千七百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　一二一頁（号外第二五九号）

令和七年十二月五日

東京都港区港南二丁目一八番一号

株式会社グローバル＆ニッポンネットワーク

代表取締役　小川賢太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月五日

大阪市住之江区南港中一丁目一番六七号

アチハ株式会社

代表取締役　阿知波孝明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月五日

東京都中央区日本橋三丁目八番五号

株式会社壺中居

代表取締役　松浪　幸夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月五日

長野県南佐久郡小海町大字小海四三九九番地一

株式会社新津組

代表取締役　新津　悟

株式移転につき株券等提出公告

当社は、コダマホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月五日

島根県松江市西嫁島二丁目八番二三号

株式会社コダマサイエンス

代表取締役　別祖　一樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である野澤裕一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

東京都港区南青山五丁目四番二七の三〇二号

James Johnston&Co. of Elgin Limited

日本における代表者　野澤　裕一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジョン・スンヒョが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月五日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

ＨＤ　ＨＹＵＮＤＡＩ　ＸＩＴＥＳＯＬ　ＵＴＩＯＮ株式会社

日本における代表者　ジョン・スンヒョ

投資主総会基準日設定公告

令和八年一月二十日に開催する投資主総会において権利を行使することができる投資主を確定するため、令和七年十二月二十二日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使することができる投資主といたします。

令和七年十二月五日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

ＤＲＥＡＭプライベートリート投資法人

執行役員　萬野　雅史

投資主総会基準日設定公告

令和八年一月二十日に開催する投資主総会において権利を行使することができる投資主を確定するため、令和七年十二月二十二日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使することができる投資主といたします。

令和七年十二月五日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一号

ＤＲＥＡＭホスピタリティリート投資法人

執行役員　神出創太郎

債権申出の公告

当社は、平成二十一年十月三十日付で破産手続終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年五月九日に千葉地方裁判所一宮支部（令和七年（ヒ）第二号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月五日

千葉県茂原市高師町三丁目一二番地の六

篠﨑不動産株式会社

代表清算人　神定　大

連絡先　千葉県茂原市道表六番地八オフィスＫ二階茂原総合法律事務所

訂正公告

令和七年十二月一日（号外第二六三号）掲載の解散公告中、会社名「木曾建設産業有限会社」とあるは、「木曾建設産業株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月五日

長野県木曽郡上松町大字荻原一〇三九番地

木曾建設産業株式会社

清算人　栩秋　浩二

債権申出先　長野県木曽郡木曽町福島五三九二　木曽ひまわり基金法律事務所

右清算人代理人弁護士　門田　雅也

正誤

令和七年十一月十九日（号外第二百五十四号）

公布国土交通省令第百十号（港則法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三六ページ改正前欄信号の意味欄中六行目から八行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）国土交通省告示第九百九十七号（敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を定める件）の一部を次のように改正する。				
（原稿誤り）				
五六	上	終りから二一	第九百九十七号	第九百九十六号
令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）国土交通省告示第九百九十八号（平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示）の一部を次のように改正する。				
（原稿誤り）				
五八	上	改正後欄五	繊維版	繊維板
令和七年九月二十二日掲載の和歌山家庭裁判所に係る令和七年（家）第一〇二二五号失踪に関する届出の催告中				
（原稿誤り）				
一一	三		六令和7年1月5日	令和8年1月5日